

日青協ニュース

NISSEIKYO NEWS



一般社団法人  
日本青果物輸入安全推進協会

東京都千代田区神田和泉町1丁目 12-16

末広ビル

電話 03(5833)5141

No.795

平成 26 年 2 月 5 日

印刷所 ニチエイプリント

## 食品、添加物等の規格基準の改正について / 厚生労働省

平成26年1月21日、食品、添加物等の規格基準の一部が改正されエトキシキンの残留基準値が制定されました。

### 1 改正の概要

農薬及び飼料添加物であるエトキシキンについては、これまでポジティブリスト制の導入に伴う激変緩和措置として暫定基準値が設定されていました。

この度、食品安全委員会においてエトキシキンの安全性評価が行われ、エトキシキンのADI(1日許容摂取量)が設定され、これに基づき厚生労働省により新たに食品中の残留基準が設定されました。

新たに設定された基準値では、これまで多くの果物類に0.05ppmの暫定基準が設定されておりましたが廃止され(一律基準適用)、日本なしと西洋なしにのみ3ppmの残留基準が設定されました。

詳細は下表をご覧ください。

### 2 施行期日

この基準は、日本なしと西洋なしについては平成26年1月21日から適用され、その他の果物類については平成26年7月20日から一律基準(0.01ppm)が適用されます。

### 3 その他

エトキシキンの基準値の制定が急がれた背景につきましては、平成26年1月開催された医薬・食品衛生審議会食品衛生分科会において次のような説明がありました。

海上における人命の安全のためSOLAS条約において、魚粉の輸送には自然発火防止のため酸化防止剤の添加が義務づけられています。この酸化防止剤としてエトキシキンが多用されています。この魚粉を摂食した魚介類にエトキシキンが残留し、輸入されるエビ(暫定基準値がない。)に一律基準を超えて残留する事例が見られました。これを防止するため、安全性評価に基づいた基準値の設定が行われたものです。

別紙

エトキシキン(抗酸化剤)

(抜粋)

エトキシキン(抗酸化剤)

(つづき)

食品名	残留基準値ppm		食品名	残留基準値ppm	
	改正後	改正前		改正後	改正前
大豆	●	0.05	きゅうり(ガーキンを含む。)	●	0.05
小豆類	●	0.05	かぼちゃ(スカッシュを含む。)	●	0.05
えんどう	●	0.05	しろり	●	0.05
そら豆	●	0.05	すいか	●	0.05
らっかせい	●	0.05	メロン類果実	●	0.05
その他の豆類	●	0.05	まくわり	●	0.05
ばれいしょ	●	0.05	その他のうり科野菜	●	0.05
さといも類(やつがしらを含む。)	●	0.05	ほうれんそう	●	0.05
かんしょ	●	0.05	たけのこ	●	0.05
やまいも(長いもをいう。)	●	0.05	オクラ	●	0.05
こんにゃくいも	●	0.05	しょうが	●	0.05
その他のいも類	●	0.05	未成熟えんどう	●	0.05
てんさい	●	0.05	未成熟いんげん	●	0.05
さとうきび	●	0.05	えだまめ	●	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)	●	0.05	マッシュルーム	●	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)	●	0.05	しいたけ	●	0.05
かぶ類の根	●	0.05	その他のきのこ類	●	0.05
かぶ類の葉	●	0.05	その他の野菜	●	0.05
西洋わさび	●	0.05	みかん	●	0.05
クレソン	●	0.05	なつみかんの果実全体	●	0.05
はくさい	●	0.05	レモン	●	0.05
キャベツ	●	0.05	オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	●	0.05
芽キャベツ	●	0.05	グレープフルーツ	●	0.05
ケール	●	0.05	ライム	●	0.05
こまつな	●	0.05	その他のかんきつ類果実	●	0.05
きょうな	●	0.05	りんご	●	3.0
チンゲンサイ	●	0.05	日本なし	○	3
カリフラワー	●	0.05	西洋なし	○	3
ブロッコリー	●	0.05	マルメロ	●	0.05
その他のあぶらな科野菜	●	0.05	びわ	●	0.05
ごぼう	●	0.05	もも	●	0.05
サルシフィー	●	0.05	ネクタリン	●	0.05
アーティチョーク	●	0.05	あんず(アプリコットを含む。)	●	0.05
チコリ	●	0.05	すもも(プルーンを含む。)	●	0.05
エンダイブ	●	0.05	うめ	●	0.05
しゅんぎく	●	0.05	おうとう(チェリーを含む。)	●	0.05
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	●	0.05	いちご	●	0.05
その他のさく科野菜	●	0.05	ラズベリー	●	0.05
たまねぎ	●	0.05	ブラックベリー	●	0.05
ねぎ(リーキを含む。)	●	0.05	ブルーベリー	●	0.05
にんにく	●	0.05	クランベリー	●	0.05
にら	●	0.05	ハックルベリー	●	0.05
アスパラガス	●	0.05	その他のベリー類果実	●	0.05
わけぎ	●	0.05	ぶどう	●	0.05
その他のゆり科野菜	●	0.05	かき	●	0.05
にんじん	●	0.05	バナナ	●	0.05
パースニップ	●	0.05	キウイ	●	0.05
パセリ	●	0.05	パパイヤ	●	0.05
セロリ	●	0.05	アボカド	●	0.05
みつば	●	0.05	パイナップル	●	0.05
その他のせり科野菜	●	0.05	グアバ	●	0.05
トマト	●	0.05	マンゴー	●	0.05
ピーマン	●	0.05	パッションフルーツ	●	0.05
なす	●	0.05	なつめやし	●	0.05
その他のなす科野菜	●	0.05	その他の果実	●	0.05

脚注

※ ○:平成26年1月21日施行

●:平成26年7月21日施行

・残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。

## 農薬等29品目の暫定基準値の廃止について / 厚生労働省

厚生労働省は1月20日食品安全委員会に対し、29品目の農薬等についてポジティブリスト制度制定時の激変緩和措置として設定した暫定基準値を廃止することについて食品安全委員会に諮問しました。食品安全委員会はこの諮問が食品の安全に影響を及ぼすおそれがないことが明らかであるとする答申をまとめ厚生労働大臣に答申しました。

今回、厚生労働省が廃止しようとしている29品目の農薬等は次の条件に該当するものです。

- 1 日本の農薬取締法による登録・承認がない(失効しているものを含む。)もの。
- 2 海外主要国で残留基準がない、農薬登録がない、対日輸出される食品に使用されていない。(残留基準値はあるが、検出限界を基準値としている場合は残留基準はないものとしている。)
- 3 コーデックスによる国際基準が設定されていない。
- 4 61カ国を調査したが、日本が残留基準値を設定することを要請していない。
- 5 日本における過去10年間の輸入時の検査において、検出された事例がない。

(暫定基準値の廃止対象農薬)

1. 1,1-ジクロロ-2,2-ビス(4-エチルフェニル)エタン
2. アザコナゾール
3. アニラジン
4. アラマイト
5. クロゾリネート
6. クロルブファミ
7. クロルベンシド
8. クロロクスロン
9. ジオキサチオン
10. ジノテルブ
11. ジフェナミド
12. ジメチリモール
13. スルプロホス
14. ダイアレート
15. ナプタラム
16. ニトロタールイソプロピル
17. バーバン
18. ピラゾホス
19. ブロモホス
20. ブロモホスエチル
21. ホラムスルフロン
22. ホルモチオン
23. メカルバム
24. メタクリホス
25. モリニューロン
26. フェンクロルホス
27. 2-アセチルアミノ-5-ニトロチアゾール
28. ビチオノール
29. ミロキサシン

なお、輸出国政府は対日輸出される可能性はないと回答しているが、以下の品目には輸出国で残留基準値が設定されており、当該食品を取扱っている方は注意が必要と思われます。

- ① アザコナゾールについては、ニュージーランドでトマトに0.5ppmの基準値
- ② ジフェナミドについては、カナダでいちごに1ppm
- ③ ナプタラムについては、カナダでメロンに0.1ppm
- ④ ブロモホスについては、カナダでリンゴに1.5ppm
- ⑤ ホラムスルフロンについてはカナダとニュージーランドでトウモロコシに0.01ppm

厚生労働省では、今後、薬事・食品衛生審議会の答申、パブリックコメントを得て残留基準値が掲載されている「食品、添加物等の規格基準」の改正を行う予定です。

## 豪州の一部地域からのかんきつ類の輸出停止について / 農林水産省

豪州政府は、豪州内のミバエ類が生息していないとして指定されている地域の一部でクインズランドミバエの生息の可能性が生じたことから、当該地域で生産されたカンキツ類の日本向けの輸出を停止しました。

経緯(注の部分は日青協で追加)

豪州産のかんきつ類については、ミバエ類(チチュウカイミバエ及びクインズランドミバエ)が生息していない地域として豪州政府が指定した地域(注:南オーストラリア州リバーランド地域など:以下、「指定地域」)で生産されたものに限り、平成17年に殺虫処理なしで我が国への輸入を解禁しました。その際、ミバエ類の生息する可能性が生じた場合、当該地域で生産されたかんきつ類の日本向け輸出は、当該地域におけるミバエ類の根絶が確認されるまで停止する旨両国間で合意されています。

豪州政府から指定地域内の一部の地域(2地域 注:Loxton,Pyap)でクインズランドミバエの生息の可能性が生じたとして、平成26年1月15日(水曜日)、当該2地域で生産されたかんきつ類の日本向け輸出を上記の合意に基づき停止した旨通報がありました。

対応

豪州政府からの通報を受け、植物防疫所では、指定地域で生産されたかんきつ類に係る輸入検査を強化(注:抽出数量は規程の2倍、腐敗果は切開調査など)したところです。

今後、豪州政府による根絶が完了(注:最終発見から12週間以降)し、当該地域からの輸出再開について協議があった際には、科学的知見に基づき慎重に対応することとしています。

## 2013年の生果実輸入数量等 / 日青協

植物検疫統計をもとにして2013年1年間の生果実の輸入数量等を整理しました。この中には、輸入禁止品のため廃棄となったものなどが含まれています。また、消毒率は日青協が計算したもので植物検疫統計にはありません。今後は輸入量の多い生果実から輸入国別に整理したものを順次掲載していきます。

植物検疫統計:

集計情報は、輸入貨物について月別や日曜日から土曜日を1週間とした週別(月の第1週及び最終週は7日に満たないことがあります。)にまとめられています。データベースは毎週日曜日の夜に更新しています。この時点でデータのとりまとめが終了しているのは、前々週のデータまでです。日々データ入力を行っている都合上、データベース更新の前週分の実績にも数値が加算されますが、前週分の実績についてはデータのとりまとめが終了していません。また、データ修正も行っているため、データベース更新により過去の実績が変わることがあります。(植物検疫統計の注意事項から作成)

植物検疫統より2014年1月14日作成 <http://www.maff.go.jp/pps/j/tokei/index.html>

輸入植物品目別数量(生果実) 平成25年1月から12月

植物	検査 件数	検査数量(kg)	消毒 件数	消毒件 数割合	消毒数量(kg)	消毒数量 割合	廃棄 件数	廃棄数 量(kg)
アカフサスグリ	53	17,052	0	0.0%	0	0.0%	0	0
アボカド	3,078	60,596,935	518	16.8%	11,078,937	18.3%	1	12
イエローピタヤ	30	3,711	10	33.3%	859	23.1%	0	0
イチジク	60	10,073	2	3.3%	249	2.5%	1	180
ウンシュウミカン	86	552,458	6	7.0%	27,920	5.1%	1	2
オオヘニミカン(インペリアル)	41	229,208	1	2.4%	8,600	3.8%	0	0
オプンティア属	2	24	0	0	0	0	0	0
オレンジ	4,044	112,392,810	151	3.7%	5,841,074	5.2%	7	46,655
カキ	33	160,725	1	3.0%	12	0.01%		
カンキツ属	381	6,663,765	1	0.3%	12,001	0.2%	1	1
キイチゴ属	59	21,588	13	22.0%	4,681	21.7%	1	195
キンカン属	7	310	0	0	0	0	0	0
クダモトケイ(パッションフルーツ)	19	1,851	1	5.3%	90	4.9%	2	4
グレープフルーツ	2,837	118,134,676	929	32.7%	40,730,444	34.5%	4	2,438
クレメンティン	3	67,200	1	33.3%	22,400	33.3%	0	0
クロフサスグリ	3	353	0	0	0	0	1	1
ココヤシ	1,033	331,093	191	18.5%	116,748	35.3%	2	122
ゴレンシ	74	7,633	9	12.2%	750	9.8%	1	
サクランボ(カンカオウトウ)	3,655	7,418,874	7	0.2%	12,345	0.2%	142	10,712
ザクロ	86	489,218	8	9.3%	24,548	5.0%	1	
シカイカン	112	1,846,891	2	1.8%	77,000	4.2%	0	0
シナサルナシ(キウイフルーツ)	613	58,699,524	25	4.1%	2,166,194	3.7%	1	1
シロサボテ	1	41	0		0		0	0
スウィーティ(オロロンコ)	57	3,376,259	1	1.8%	13,717	0.4%	0	0
スノキ属(コケモモ属)	26	11,151	0	0.0%	0	0.0%	1	1
タマリンド	76	689	6	7.9%	53	7.7%	1	1
タンジェロ(ミネオラ)	461	9,958,696	10	2.2%	284,700	2.9%	0	0
チェリモヤ	23	5,856	6	26.1%	1,651	28.2%	0	0
トゲバンレイシ	1	1	0	0.0%	0	0.0%	1	1
トリアン	309	155,866	50	16.2%	68,173	43.7%	0	0
ナシ属	3	504	0	0.0%	0	0.0%	1	50
ニホンスモモ	1	2	0		0		1	2
ニホンナシ	52	90,289	2	3.8%	17,250	19.1%	1	56
ヌマスノキ(ブルーベリー)	1,487	1,924,827	30	2.0%	25,905	1.3%	6	6,758
パイナップル(パインアップル)	4,252	183,035,349	3,453	81.2%	167,637,217	91.6%	1	1
パショウ属(バナナ)	768	9,396,597	149	19.4%	2,376,095	25.3%	6	1,800
バナナ(カルダバ)	378	90,319	261	69.0%	57,705	63.9%	1	20
バナナ(キャベンディッシュ)	8,539	964,634,537	4,743	55.5%	818,483,113	84.8%	7	24,248
バナナ(その他)	1,117	1,672,340	244	21.8%	355,019	21.2%	1	121
バナナ(モラード)	314	32,663	109	34.7%	12,371	37.9%	0	0
バナナ(ラカタン)	410	1,616,645	132	32.2%	654,938	40.5%	0	0
バナナ合計	11,526	977,443,101	5,638	48.9%	821,939,241	84.1%	15	26,189
パパイヤ	885	2,826,762	0	0.0%	0	0	5	43
パラミツ(ジャックフルーツ)	1	2	0		0		1	2
ハンジロウ(グアバ)	13	102	1	7.7%	24	23.5%	2	2
ヒロセレウス属	144	1,063,959	0	0.0%	0	0.0%	2	16
フェイスヨア	5	146	0	0.0%	0	0.0%	0	0
ブドウ属	1,550	23,120,075	11	0.7%	100,744	0.4%	2	33
ブラックベリー	268	64,329	31	11.6%	6,754	10.5%	1	1
ブタン	41	94,548	0	0	0	0	2	5
ボンカン	28	186,114	1	3.6%	650	0.3%	0	0
マーコット	131	2,652,114	0	0.0%	0	0.0%	0	0
マルメロ	1	1	0		0		1	1
マンゴウ(マンゴー)	3,110	8,643,915	23	0.7%	80,113	0.9%	54	6,471
マンゴスチン	99	99,667	3	3.0%	2,654	2.7%	5	48
ヨーロッパキイチゴ(ラズベリー)	2,461	566,721	211	8.6%	47,939	8.5%	0	0
ライム	1,110	2,307,256	625	56.3%	1,617,535	70.1%	2	966
ランブータン	1	15	1	100.0%	15	100.0%	0	0
リンゴ属	140	2,313,030	1	0.7%	14	0.0%	12	3,666
レイシ(ライチ)	119	420,289	3	2.5%	1,395	0.3%	4	608
レモン	2,082	49,482,181	87	4.2%	2,696,498	0	3	5
混合果実	1	1	0		0		1	1
その他の生果実	131	24,533	6	4.6%	4,957	20.2%	8	89
生果実総計	46,905	1,637,514,363	12,076	25.7%	1,054,672,051	64.4%	299	105,339

## 南アフリカ大使館と情報交換実施 / 日青協

南アフリカ大使館のディンギレ参事官他1名と日青協の会議室において情報交換を実施した。

情報交換は南アフリカ大使館側から、日青協の役割、特に、厚生労働省や農林水産省との関係や会員の青果物の輸入者との関係についての質問から始まり、現在、解禁要請中の「アボカドのHass種はチチュウカイミバエの寄主植物ではない。」ことに関する事、日本の輸入青果物のマーケットに関する事、日青協が情報交換を実施している海外の輸出団体に関する事などの多岐にわたる事項の質問があり、説明を行った。

今後、PISA NEWSを大使館側に送付することにより情報交換を進めていくこととなった。

また、日青協側から南アフリカからの低温処理の確認方式の合理化(オーストラリアのような電磁的データの活用)について質問したところ、現在、南アフリカとして検討していると回答があった。

最後に、日青協からは、食品衛生、植物検疫や輸入青果物のマーケットの専門家が在籍しているので、気軽に相談してほしい旨説明し情報交換は終了した。

## 平成26年第1回理事会 / 日青協

1月31日(金)12:00よりKKRホテル東京に於いて本年度最初の第1回理事会が開催された。

守谷会長から冒頭、昨年来急激な円安、産地の天候不順等によるコストアップの一方で国内の価格は抑えられ輸入青果業界は苦戦を強いられている、少しでも負担の軽減に繋がるようにと1月15日に、経産省と農水省にバナナの関税撤廃の陳情に行った、最近発生した冷凍食品への農薬混入事件を見てもこれからは各企業がフードディフェンスを普段から意識し徹底したリスクマネジメントを施していくことが必要との挨拶があった。

会議は、規程に基づき会長が議長となり①平成25年度決算報告、②平成26年度事業計画、③平成26年度収支予算について審議され、それぞれ原案通り承認された。

## 植物防疫官の海外派遣について / 農林水産省

農林水産省は、条件付き輸入解禁植物の現地立会いのため、下記のとおり植物防疫官の派遣を決定した。

- |   |                        |
|---|------------------------|
| ○オランダ産切り花及び果菜類<br>平成25年2月10日～平成26年6月9日  | 名古屋植物防疫所<br>次席植物検疫官    |
| ○オーストラリア産マンゴウ生果実<br>平成26年2月3日～平成26年3月8日 | 横浜植物防疫所成田支所<br>次席植物検疫官 |